

西日本高速道路株式会社関西支社等入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	令和6年7月19日(金) 関西支社 2階 大会議室	
出席委員 (五十音順・敬称略)	渦岡 良介(京都大学防災研究所教授)、岸田 潔(京都大学大学院工学研究科教授)、仁木 恒夫(大阪大学大学院教授)、松本 智子(弁護士)、安尾 明裕(弁護士)、山口 隆司(大阪公立大学大学院教授)	
審議対象期間	令和5年10月1日～令和6年3月31日	
抽出件数／対象件数	7件／1786件	件 名 等
工 事	一般競争入札	2件／9件 大和北道路 伊豆七条第二高架橋他3橋(下部工)工事 京都縦貫自動車道 大井IC～亀岡IC間インターチェンジ改良工事
	条件付 一般競争入札	2件／32件 京都縦貫自動車道 宮津天橋立IC～丹波IC間通信線路工事 京都高速道路事務所管内 玉ノ井跨線橋他10橋耐震補強工事
	指名競争入札	0件／0件 —
	随意契約	1件／25件 令和5年度 関西支社 情報提供中央局設備改造工事
	調査等	1件／29件 阪和自動車道 田辺市地区物件調査業務
維持管理役務及び 物品・役務	1件／49件 阪神地区凍結防止剤購入	
少額契約	0件／1,642件	

委員からの意見・質問、それに対する回答等

意見・質問	回 答
<p>【入札監視事務局からの報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑等なし。 <p>【入札・契約手続きの運用状況等について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・質疑等なし。 <p>【抽出事案の説明】</p> <p>(工事)</p> <p>◆大和北道路 伊豆七条第二高架橋他3橋(下部工)工事</p> <p>[一般競争入札]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・付加点を付与された会社の技術提案はそれほど特筆した点があるようには感じなかったが、他には同じような提案はなかったのですか。 ・工事中事故に関する減点は全ての者が該当なしのようだが、どのような事象が減点の対象となるのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・工事全般に関して一通りの提案がなされていたことを評価しております。 ・第三者への被害があった場合など社会的影響のある工事中事故を対象としており、全社統一的な基準を設けています。

意見・質問	回 答
<p>◆京都縦貫自動車道 大井 I C～亀岡 I C間インターチェンジ改良工事 〔一般競争入札〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術提案における評価しない提案というのは評価点を減点するのですか。 ・入札を辞退している者の理由は何ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術提案を評価しない(加点しない)というもので、減点するものではありません。 ・技術者の確保が困難になったとの理由です。
<p>◆京都縦貫自動車道 宮津天橋立 I C～丹波 I C間通信線路工事 〔条件付一般競争入札〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術評価点の一番低い者が落札しているが、技術的に問題とはならないのですか。 ・一般競争入札の技術評価点と比べて評価点にバラツキがあり、全体的に評価点が低くなっているが、考えられる要因は何ですか。 ・入札価格が契約制限価格を超えていて、NEXCOの積算額とずれが生じているようですが、考えられる要因は何ですか。 ・協議合意方式に至る過程をみると、参加者が徐々に辞退していきっており、NEXCOの積算額と実勢価格がかけ離れているように思う。契約制限価格の決め方を考えていく必要があるように思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・求める施工実績等は有しており、技術審査結果は適と判断しています。能力面で問題があるということではありません。 ・条件付一般競争の総合評価（施工能力評価型）は、企業の施工能力や信頼性等に基づく配点を行っており、実績がないと評価点が低くなる傾向があります。 ・今回、NEXCOは納入実績のある者からの見積で最低価格を積算額に反映しているのに対し、今回の落札者は、過去から取引のある者からの見積を採用しており、その差が生じていることを協議により確認しています。 ・最新の労務単価や材料単価を反映し、市場価格に近付ける仕組みにはなっていますが、必ずしも実勢価格を反映できていない場合もあり、そのあたりは常々課題として認識しています。
<p>◆京都高速道路事務所管内 玉ノ井跨線橋他10橋耐震補強工事 〔条件付一般競争入札〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者が辞退する理由は会社によって異なるのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本件工事において辞退した者の理由は、技術者の確保が困難になったためとされており、原因としては他の工事を受注したことによって配置できる技術者

意見・質問	回 答
<p>・技術評価項目の施工体制において、登録基幹技能者等の配置が0点となっているのは、資格要件として問題があるのではないですか。</p> <p>・J Rとの近接施工があるとの説明であったが、近接施工に関して技術提案を求める必要はなかったのですか。</p> <p>・施工実績のある大手の会社が受注した方が安心ではあるが、一方で、そうではない会社を育成するという観点もあると思う。企業の信頼性を重視すると大手の会社が受注しがちであるが、その点についてはどのように考えますか。</p> <p>・落札者と次点の者の評価値の差は、過去の工事实績の評価点の差となっている。工事实績の差によって落札者が決まるということについては、どのように考えますか。</p> <p>◆令和5年度 関西支社 情報提供中央局設備改造工事 〔随意契約〕 ・質疑等なし</p> <p>(調査等)</p> <p>◆阪和自動車道 田辺市地区物件調査業務 ・質疑等なし</p> <p>(維持管理役務及び物品・役務)</p> <p>◆阪神地区凍結防止剤購入 ・質疑等なし</p>	<p>が足りなくなったということが考えられます。</p> <p>・登録基幹技能者を配置できることによってプラスの加点を行っているものですが、配置できなくても元請会社としての施工体制に問題があるというものではありません。</p> <p>・近接施工ではあるが、当社の敷地内のみでの施工が可能であるため、技術提案は求めておりません。</p> <p>・入札契約制度の中で施工実績等の信頼性も評価の一部としています。受注された会社とはコミュニケーションを図りながらNEXCOの仕事のやり方を覚えていただき、育成していくことも必要であると考えています。</p> <p>・工事实績の評価の差は、企業の施工能力として橋梁補修工事の成績評定などを求めており、今後、RC巻立工事などで落橋防止構造を含む工事の受注実績が増えることにより、次回以降の橋梁補修工事の受注機会が増えると考えます。</p>

委員会による意見の具申又は勧告の内容

意見の具申及び勧告なし